

平成24年度 第2回鳥羽市環境保全審議会事項書

日時：平成25年 1月18日（金）
14時00分～16時00分
市民文化会館3F 中会議室

1. あいさつ

2. 鳥羽市環境保全審議会規則と会長・副会長の選出について

①鳥羽市環境保全審議会規則（資料1）

○会長・副会長の選出について

②委員名簿（資料2）

3. 鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について

① 地域推進計画の策定にあたり

鳥羽市地球温暖化防止実行計画の説明（資料3）

鳥羽市新エネルギービジョンの説明（資料4）

② 具体的な取組事例の紹介

事業所の取組について

株式会社鳥羽水族館

株式会社戸田家

家庭での取組について

家庭の省エネ大辞典（一般財団法人 省エネルギーセンター）

③ 地域推進計画の策定スケジュールについて（資料5）

④ 鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画構成（案）（資料6）

鳥羽市環境保全審議会規則

昭和 49 年 3 月 30 日

規則第 1 号

改正 昭和 49 年 5 月 22 日規則第 6 号 昭和 59 年 6 月 1 日規則第 24 号
平成 10 年 3 月 25 日規則第 8 号 平成 12 年 3 月 30 日規則第 4 号
平成 15 年 12 月 25 日規則第 26 号 平成 24 年 3 月 30 日規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥羽市民の環境と自然を守る条例(昭和 48 年条例第 33 号)第 64 条第 4 項の規定に基づき、鳥羽市環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体等の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 審議会の委員の数は、15 人以内とする。

(任期)

第 3 条 審議会の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営、その他必要な事項については審議会が定める。

附 則

この規則は、昭和 49 年4月1日から施行する。

附 則(昭和 49 年5月 22 日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年4月1日から適用する。

附 則(昭和 59 年6月1日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年3月 25 日規則第8号)

この規則は、平成 10 年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年3月 30 日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年4月1日から施行する。

附 則(平成 15 年 12 月 25 日規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年3月 30 日規則第 10 号)

この規則は、平成 24 年4月1日から施行する。

鳥羽市環境保全審議会委員名簿

任期：平成24年11月1日～平成26年10月31日

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	山下 哲夫	三重県地球温暖化防止活動推進員
関係団体の代表	古田 正美	鳥羽水族館
関係団体の代表	中村 幸子	鳥羽市生活学校
関係団体の代表	小浦 嘉門	鳥羽磯部漁業協同組合
関係団体の代表	濱口 博	鳥羽市自治会連合会
関係団体の代表	上村 昌芳	鳥羽志摩農業協同組合
関係団体の代表	井本 千恵子	鳥羽環境を考える会ふうせんかずら
関係団体の代表	宍倉 秀明	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議
関係団体の代表	辻 為康	鳥羽市観光協会
関係団体の代表	小林 嗣雄	鳥羽商工会議所
関係団体の代表	寺田 順三郎	鳥羽旅館事業協同組合
関係行政機関の職員	藤田 和也	中部地方環境事務所 志摩自然保護官
関係行政機関の職員	扇本 みどり	伊勢農林水産商工環境事務所
関係行政機関の職員	服部 由直	三重県環境生活部地球温暖化対策課

鳥羽市地球温暖化防止実行計画

2011年4月
鳥羽市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の位置づけ	1
4. 計画の期間	1
5. 計画の対象範囲	1
6. 計画の基本方針	1
7. 本実行計画において対象とする温室効果ガス	2
8. 市の事務・事業等における温室効果ガスの現状	3
8-1. 温室効果ガス総排出量	4

第2章 目標

1. 温室効果ガス削減目標	5
---------------	---

第3章 具体的な取組事項

1. 取組のための実施事項	6
---------------	---

第4章 計画の推進と点検・評価・見直し

1. 推進体制	8
2. 点検・評価・公表	10
3. 見直し	12

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景

地球環境問題は、地球温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少及び野生生物種の減少、海洋汚染、砂漠化、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題などが挙げられる。

とりわけ、地球温暖化の問題は、人類の生活や社会・経済活動によるものであり、資源やエネルギーを効率良く利用する努力を行うとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活スタイルそのものを見直す必要があり、現在、全世界共通の緊急を要する環境問題となっている。

そこで、行政自らが率先的に行動計画を策定し、実践していくこと及び地域の事業者や住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援といった地域に密着した施策を進めていく必要がある。

2. 計画の目的

「鳥羽市地球温暖化防止実行計画」（以下「実行計画」という。）は、市の事務・事業に関し、省エネルギー、省資源化などを推進することにより、温室効果ガスの排出抑制等を図るとともに、併せて地域の事業者や住民の意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止対策を積極的に推進することを目的とする。

3. 計画の位置づけ

本実行計画は、第5次鳥羽市総合計画に位置づけている自然と調和した営みが広がるまちを基礎とし、さらに「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第1項に基づく「地方公共団体の実行計画」として位置づける。

4. 計画の期間

2010年度から2019年度までの10年間とする。

また、基準年度については、2008年度とする。

なお、計画施行後の2年ごとに見直しをするものとする。

5. 計画の対象範囲

市の組織及び施設における全ての事務・事業を対象とする。

なお、委託等により実施する事務・事業で、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものは、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

6. 基本方針

基本方針は、市環境マネジメントシステム（※1）の環境方針とする。

※1 自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための庁内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。

【環境方針】

- 1) 鳥羽市総合計画を基に、環境に配慮したまちづくりを推進します。
- 2) 省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化及びリサイクルを推進します。
- 3) 環境に配慮した公共事業を推進します。
- 4) グリーン購入を推進します。
- 5) 環境関連法規等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 6) 環境方針及び活動結果を職員等に周知するとともに市民に公表します。

7. 本実行計画において対象とする温室効果ガス

1) 法律で対象となる温室効果ガス（6種）

ガスの種類	主な人為的発生源	地球温暖化係数※2
二酸化炭素 (CO ₂)	石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼、廃棄物などの焼却など	1
メタン (CH ₄)	化石燃料の燃焼、家畜のふん尿処理、下水処理、自動車の走行など	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼、自動車の走行など	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	冷蔵庫、カーエアコンなどの冷媒が廃棄時に漏洩	1,300 等※3
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体などの製品の洗浄	6,500 等※3
六フッ化硫黄 (SF ₆)	電気機械器具などの電気絶縁ガス	23,900 等※3

※2 地球温暖化係数とは、いわば“温暖化の能力”のことで、二酸化炭素を基準(=1)とした時の各物質の温暖化をもたらす程度を示す数値のこと。

※3 ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄について、代表的な値を記載した。

2) 市が対象とする温室効果ガス（1種）

市が対象とする温室効果ガスは、以下に示したものとする。

(1) 二酸化炭素 (CO₂)

【理由】対象となる温室効果ガスは、上記の1) で示した法律で対象となる6種であるが、

- ・メタン (CH₄)
- ・一酸化二窒素 (N₂O)
- ・ハイドロフルオロカーボン (HFC)
- ・パーフルオロカーボン (PFC)
- ・六フッ化硫黄 (SF₆)

の5種については、把握が極めて困難なため対象から除外する。

※なお、メタン、一酸化二窒素については、対象とはしないが調査を行っていく。

8. 市の事務・事業等における温室効果ガスの現状

2008年度における市の事務・事業などにおける温室効果ガスの排出量は、以下のとおりである。
また、各温室効果ガス排出係数は、現時点で最新の政令で定められた2008年度の排出係数を用いて算出している。

調査項目	固有 単位	基準年度活 動量入力	使用する 排出係数	単位	二酸化炭素 排出量	単位	
燃 料 使 用 量	一般炭	Kg		2.409	kg/kg	0	kg
	ガソリン	L	61,129	2.322	kg/L	141,921	kg
	ジェット燃料油	L		2.463	kg/L	0	kg
	灯油	L	57,126	2.489	kg/L	142,214	kg
	軽油	L	57,371	2.619	kg/L	150,269	kg
	A重油	L	903,539	2.710	kg/L	2,448,256	kg
	B重油	L		2.982	kg/L	0	kg
	C重油	L		2.982	kg/L	0	kg
	液化石油ガス(LPG)	m3	3,902	1.671	kg/m3	6,520	kg
	液化天然ガス(LNG)	Kg		2.698	kg/kg	0	kg
	都市ガス	m3		2.011	kg/m3	0	kg
中部電力(株)	kWh	6,886,820	0.470	kg/kWh	3,236,805	kg	
熱の供給量	MJ		0.057	kg/MJ	0	kg	
一般廃棄物焼却量 (廃プラスチック量)	乾 t	745	2695	kg/乾 t	2,007,775	kg	
基準年度排出量					8,133,761	kg	
削減目標 (1次目標)		5 %		406,688	kg		
目標年度排出量					7,727,073	kg	
削減目標 (2次目標)		10 %		813,376	kg		
目標年度排出量					7,320,385	kg	

8-1. 温室効果ガス総排出量

市の事務・事業から発生する各温室効果ガスに地球温暖化係数をそれぞれ乗じた和を温室効果ガス総排出量とする。

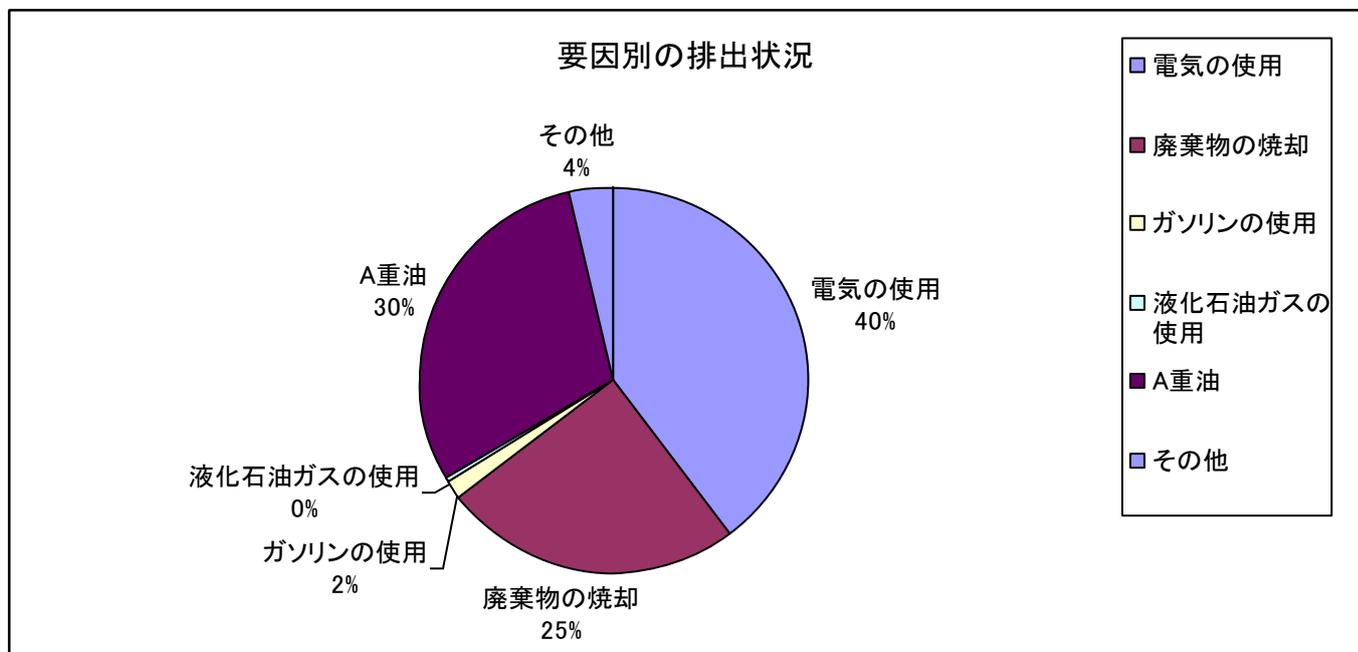
○ 2008年度(基準年度)の温室効果ガスの内訳

① 排出割合

要因別の排出状況

	二酸化炭素排出量	割合
電気の使用	3,236,805	40%
廃棄物の焼却	2,007,775	25%
ガソリンの使用	141,921	2%
液化石油ガスの使用	6,520	0%
A重油の使用	2,448,256	30%
その他	292,483	4%
合計	8,133,761	100%

電気の使用、廃棄物の焼却、ガソリンの使用の合計	66%
-------------------------	-----



第2章 目標

1. 温室効果ガス削減目標

1) 基準年度

2008年度

2) 削減数値目標

1次目標 2014年度の温室効果ガスの総排出量を2008年度の排出量より5%削減する。

2次目標 2019年度の温室効果ガスの総排出量を2008年度の排出量より10%削減する。

目標数値根拠： 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3で、京都議定書目標達成計画に即して市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を規定している。京都議定書削減目標は基準年を1990年度としており、基準年の6%を削減するよう目標設定している。当市においては、排出量の測定が、1999年度以降しかないため、その年を基準年にすると、ごみ分別等の徹底もあり、既に6%超える削減がされている。

そこで、今回新たに削減目標を設定する必要があることから、2010年度から2019年度の10年間で1年に1%の削減をすることを目標に設定している。

なお、国の削減目標が不明確であるが確定すれば中間年で見直したい。

第3章 具体的な取組事項

1. 取組のための実施事項

市では、基本方針に沿って、温室効果ガスの抑制を効果的に推進するため以下のとおり具体的な取り組みを実施する。

○ 温室効果ガスの排出抑制

◇ 新エネルギーの導入推進

- ① 鳥羽市新エネルギービジョンを積極的に推進する。
- ② 施設建設の際は、環境負荷の少ない新エネルギー（太陽光発電、風力発電など）の導入を検討する。
- ③ 既存の施設についても太陽光発電装置及び太陽熱温水器の利用を推進する。

◇ 省エネルギーの推進

- ① 電源スイッチをこまめに切る。（昼休み、未使用の部屋、トイレ、廊下、OA機器等）また、卓上OA機器等は、長時間使用しない時は、電気プラグを抜く。
- ② 冷暖房及び浴槽の温度管理・運転管理を徹底する。
- ③ 出張、通勤時は、公共交通機関を利用する。
- ④ 不要なアイドリングをやめる。
- ⑤ 電気・OA機器等を導入する際は、省エネ型の機種等とする。
- ⑥ 公用車のクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド、天然ガス、電気、燃料電池自動車など）の導入を積極的に検討する。

◇ 環境負荷の小さいエネルギーへの転換の推進

- ① 施設改修の際は、環境負荷の小さいエネルギーに転換する。

○ 温室効果ガス（CO₂）の吸収浄化

◇ 緑化の推進

- ① 公共施設において、ゴーヤ、アサガオ、ヘチマ等の植栽（グリーンカーテン）を行う。
- ② 空き地等に花を植栽し、花の育成・管理を適正に行う。

○ 資源循環の推進

◇ 省資源の推進

- ① 両面コピー、印刷、片面使用済の事務用紙の使用を徹底する。
- ② 庁内情報システムの活用を徹底し、紙の使用を削減する。
- ③ 洗面所、湯沸かし器、トイレ等の水を使用する際、節水を徹底する。
- ④ 事務用品等の購入又は印刷物等及び工事等を行う際、環境等ラベリング製品（再生材、再生品等）を利用できるときは、全て使用する。

◇ 廃棄物の減量・資源化の推進

- ① 庁舎内などの発生するごみ（紙類を含む。）の分別を徹底し、廃棄物の減量資源化を進める。
- ② コピー機、プリンターの使用済みトナーの業者回収を徹底し、OA機器の廃棄の際、委託業者による廃棄物の回収を徹底する。
- ③ 工事等から発生する廃棄物の減量化及び資源化を推進する。
- ④ 工事、除草、剪定等により発生する草木類等の資源化を検討し、廃棄物の資源化を進める。
- ⑤ 市民が生ごみを処理した堆肥について、有効利用の方法を検討し、生ごみの資源化を進める。
- ⑥ 市民の生ごみ堆肥化機器購入の助成を行い、堆肥化を進める。
- ⑦ グリーン購入（※4）の積極的な推進を進める。

※4 グリーン購入とは

購入する前に、必要性をよく考え、不必要な物は購入しない。物を購入する際は、環境に配慮して作られた商品やゴミの排出量の少ない消費を積極的に選んで購入することです。

○市民参画の推進

市での取り組みを市民に公表・啓発して省エネルギーを進める。今後、事業者又は市民が温室効果ガス排出の抑制等に関して行う行動の計画を策定するために地域推進計画の策定を早期に取り組んでいく。

また、国、県が行う事業等にも積極的に参加を呼びかけ、連携して地球温暖化対策に取り組んでいく。

第4章 計画の推進と点検・評価・見直し

1. 推進体制

本実行計画を効率的に推進していくには、全職員が着実に取り組みを進めるとともに、取り組み実施における課題、新たな取り組みの検討などについて定期的な進行管理を実施していくことが重要であり、市環境マネジメントシステムの環境保全活動実行体制（【環境活動実行体制図】：下図）のとおりとする。）により、実行する。

□ 【環境活動実行体制図】

総括責任者

- ・鳥羽市長

監査組織

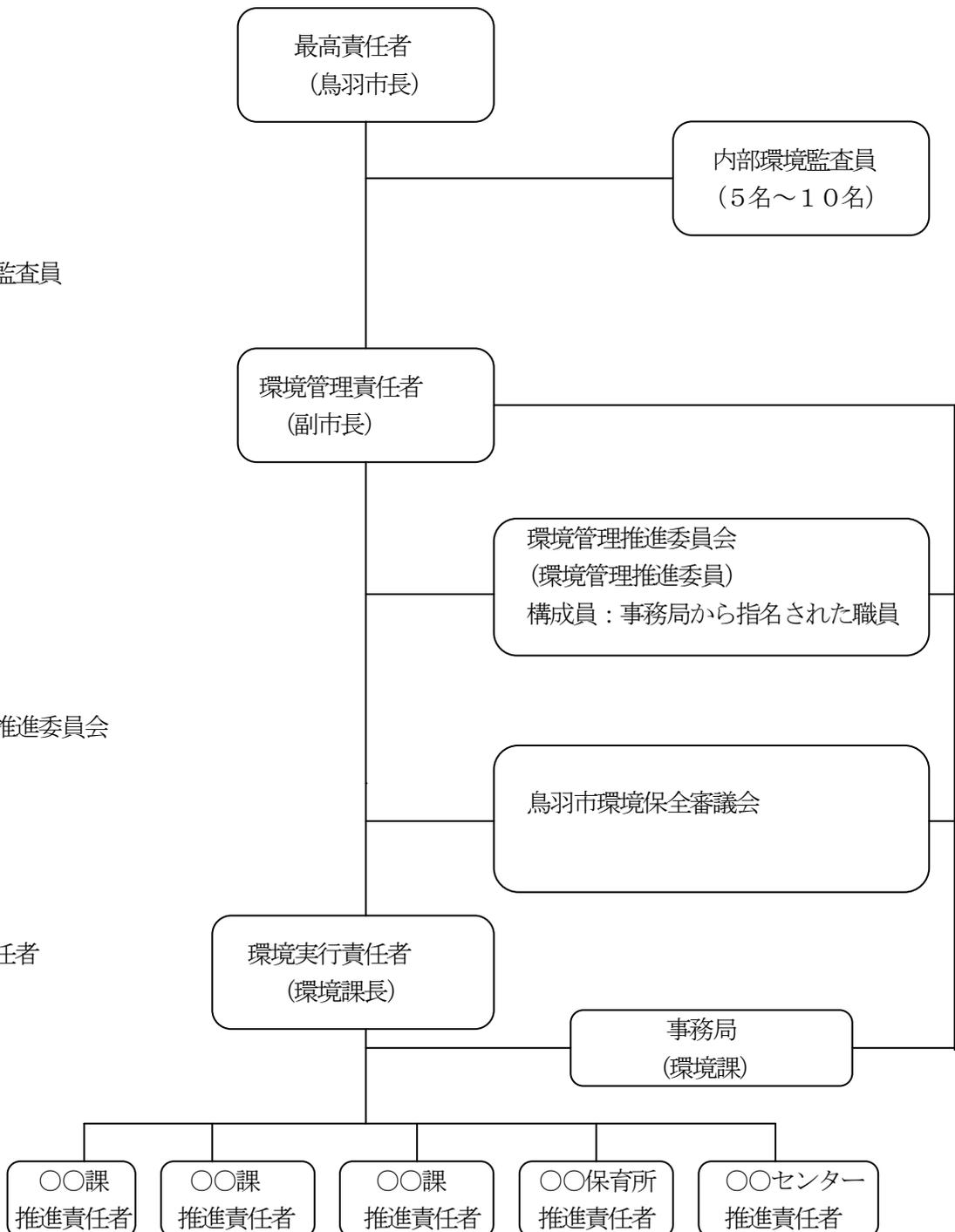
- ・内部環境監査員

審議組織

- ・環境管理推進委員会

実行部門責任者

実行部門



また、環境活動実行組織の構成及び責任者は、次のとおりである。

職名又は組織名	責任者等	主な役割・責任・権限
最高責任者	市長	地球温暖化対策の最高責任者として、計画の決定・見直し、必要な職員、技能・技術及び資金の確保を行う。
環境管理責任者	副市長	地球温暖化対策の実行部門の総括責任者として、計画の実施、維持及び管理、体制を確立し、実行責任者、環境管理推進委員及び事務局への必要な指示を行う。
環境実行責任者	環境課長	実行部門の責任者として、課等における地球温暖化対策の推進に関する取り組みを推進する。
推進責任者	各課等から1名選出	課等における実行管理担当者として、地球温暖化対策の推進に関する取り組みを推進する。
鳥羽市環境保全審議会		地球温暖化対策を円滑に推進するため、地球温暖化対策に係わる以下の事項について、専門的に審議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・目標 ・コミュニケーションの検討の結果、市長の見直しが必要と認められ、環境管理推進委員会から付議された事項
環境管理推進委員会	構成員 ：事務局から指名された職員 (10名程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・目標 ・報告されたコミュニケーション ・コミュニケーションの検討の結果、市長の見直しが必要と認められた事項を環境管理会議に付議 ・報告された監視・測定の記録書を各課等に周知
内部環境監査委員	元 ISO14001 内部環境監査員	実行計画に沿って、地球温暖化対策が適切に実施されているか等を点検するため、環境マネジメントシステムに基づき、内部環境監査を実施する。
事務局	環境課	地球温暖化対策に関する市の取り組みを取りまとめ、必要な調査、検討等を行う。

2. 点検・評価・公表

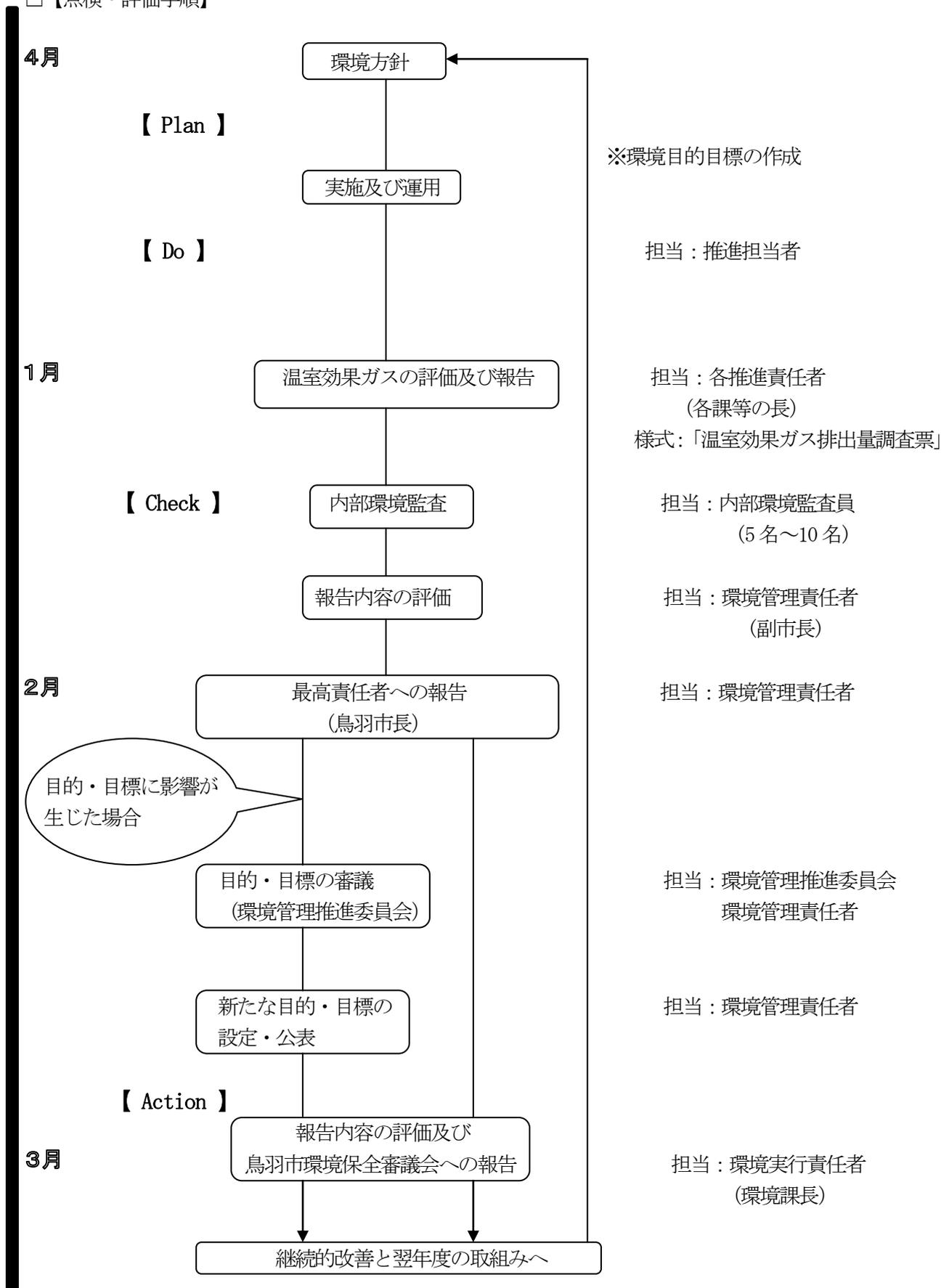
市環境マネジメントシステムに基づき、本実行計画の取り組まれた施策の効果を評価するとともに、市の事務・事業における温室効果ガス排出量の現状を今後の取り組みの参考となるよう、毎年、取り組み結果を点検及び評価し、広報紙、ホームページ等により公表する。

また、市の取り組みを公表することにより、市民や事業者等が地球温暖化対策に関する行動の機会とするため、広く内外に公表する。

1) 点検

年に一度、排出量調査表を用いて、各課ごとに実行責任者が温室効果ガス等の排出量の点検を行い事務局(環境課)に報告する。ISO14001 内部環境監査員養成講座を受講した内部環境監査員による内部環境監査及び鳥羽市環境保全審議会による外部環境審査を毎年実施し継続的な改善を行い、計画を効率的に運用していくため、必要に応じて目標値や取り組み事項等について、PDCA サイクルを活用して継続的な改善を行うこととする。

□ 【点検・評価手順】



2) 公表

本実行計画の内容及び取組状況等について、以下の手段を用いて職員、市民、事業者等に対して広く公表し、地球温暖化防止への意識の高揚とより一層の取組みの充実を図る。

- ① 広報とば
- ② ホームページ

3. 見直し

市環境マネジメントシステムに基づき、本実行計画の実施状況を毎年点検し、計画を効率的に運用していくため、必要に応じて目標値や取組み事項等について、PDCA サイクル¹⁾を活用して継続的な改善を行うこととする。

- 1) PDCA サイクル:環境への負荷を低減するための計画(Plan)を立て、それを実施(Do)し、その状況の点検・対処(Check)を行うとともに、システムの見直し(Action)を行うという工程(サイクル)を継続的に繰り返し、システムの改善を図るとともに、環境への負荷を低減していくくみ



○参考1

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

【抜 粋】

第4章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容

鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画策定スケジュール



平成24年度第1回環境保全審議会	日程	平成24年11月27日(火)
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥羽市環境保全審議会と鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画策定との関係 ・地球温暖化対策地域推進計画について 講師 三重県環境生活部 地球温暖化対策課 服部主幹 ・鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について 概要説明
平成24年度第2回環境保全審議会	日程	平成25年 1月18日(金)
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選出について ・鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について 具体的な事業所の取組事項について(事例紹介) 鳥羽市地球温暖化防止実行計画等の説明 鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画構成(案)について
平成24年度第3回環境保全審議会	日程	平成25年 2月 日() 予定
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥羽市環境保全審議会について ・鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について 具体的な取組事項を各委員提出、鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画構成(案)を具体化
平成25年度第1回環境保全審議会	日程	平成25年 5月 日() 予定
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について 各委員から提出された意見を基に事務局が計画(案)を作成 パブリックコメントの募集時期の決定 第1回審議会終了後、パブリックコメント募集
平成25年度第2回環境保全審議会	日程	平成25年8月 日() 予定
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について パブリックコメントを基に最終版を決定する 製本準備、広報折込時期の調整
平成25年度第3回環境保全審議会	日程	平成26年 1月 日() 予定
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥羽市環境保全審議会について ・鳥羽市地球温暖化対策地域推進計画について 委員に最終計画案配布

第3章 具体的な取組事項

1. 取組のための実施事項

温室効果ガスの排出量を削減するための基本的取組

【 ご意見をご記入ください 】

記入例

暮らしの中での取組に関すること

事業者の取組に関すること

再生可能エネルギーに関すること

市が率先して導入・実行したもの など

2. 削減取組

【 ご意見をご記入ください 】

記入例

暮らしの中での取組に関すること

- ① 暮らしの中での取り組みとして
 - ・省エネルギーに取り組み、省エネ家電の購入する
エアコンなどの具体的事例を基に、省エネ取組を紹介する
- ② 廃棄物（ごみ）の発生抑制を進める
- ③ 住宅用太陽光発電やクリーンエネルギー自動車を導入する

2. 削減取組

【 ご意見をご記入ください 】